

令和5年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和5年3月3日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和5年3月10日	13時30分	議長	坂口久信	
	散会	令和5年3月10日	15時51分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	1番	山口一生	2番	西田辰実	3番	松崎近
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	川崎和久		
	副町長	每原哲也	農林水産課長	今田徹		
	教育長	松尾雅晴	税務課長	中川博文		
	総務課長	田中照海	建設課長	浦川豊喜		
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二		
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	萩原昭彦		
	町民福祉課長	森川陽子	社会教育課長	安本智樹		
	健康増進課長	中溝忠則	太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年3月10日（金）議事日程

開 議（午後1時30分）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第2号 | 太良町個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 太良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 太良町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 太良町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 太良町中山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和4年度太良町一般会計補正予算（第10号）について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第5号）について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第5号）について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について |

午後1時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

保健衛生費の総務費の中で、今回603万6,000円ほどを補正するというのが出ました。町長説明によりますと、これが5万円を支給ということで120人の対象者数になっております。不足分につきましては財政調整基金繰入金で調整をするという説明がありましたけれども、これにつきましては本来ならば国で賄うべきではないかというふうに思うんですけれども、この不足分を基金繰入金で調整された理由について伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この事業につきましては、令和4年度の国のほうの第2次補正予算のほうで事業が行われております。この分の事業につきましては、国のほうから補助が3分の2、県が6分の1、町が6分の1ということで負担割合がなされております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

国から示された負担額を町が支払ったという理解でよろしいんですかね。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

妊娠届提出と出生届の後に支払うということになってます。これはあつてはならないというふうに思いますけれども、例えば妊娠届を提出して、その後流産とかなんとかした場合にはどうなっているのか伺いたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この事業におきましては、まず妊娠届時に保健師のほうで面談を行います。その後、母子

が受診している産科の医療機関と町が連携を行って、母子の状況をやり取りをいたします。その件につきましては、当然国のQ&Aにも記載されておりましたので、その確認につきましては医療機関と町が確認をいたしますので、その時点で支給するか否かについて判断をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

伴走型相談支援というのが説明の中にありましたけれども、この伴走型相談支援というのはどういう支援なのかお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど妊娠届の際に保健師が面談を行いまして、子育てガイドというのがございます、その子育てガイドに添って、これからの妊婦さんの健康状態あるいは面談あるいは健康をどのように送ればいいのかという面談を行って、そのガイドに従ってお母さんと保健師が相談を行って伴走をするという意味でございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

日程第2 議案第2号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第2号 太良町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

この個人情報の保護条例がまた改正されるということで、私はこれを勉強しましたが、物すごく難しい内容でございました。それで、細かいことは聞きませんが、大枠について聞きたいと思っております。

まず、町長の提案理由の中で、この個人情報の保護規定につきましては、改正後の法律において全国的な共通ルールが規定されたということがございました。これは、具体的に言うとうどういったことを指してるのか、まずそこから教えてもらえばと思います。よろしく願います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

質問の答えにぴったりと当てはまるかどうかあれですけども、概要ということで示してございまして、デジタル庁が創設され、国や地方のデジタル業務改革を強力に実施していくために官民のデータ流通を適正に規律する一元的な監視監督体制の確立が求められたということで、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律というのが成立され、その51条で個人情報の保護に関する法律の改正が行われたということでございます。なお、これについては5年4月1日からの施行予定になっております。この改正によりまして、今まで国の行政機関や独立行政法人、民間事業者、それと地方公共団体等において別々の条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われることとなったということでございます。この条例提案をしてる部分につきましては、法のいわゆる保護法の委任を受けた内容を規定するというで、そういう条文立てになってございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりやすく言うと、今まで個人情報の保護法というのは私たちのような地方公共団体は地方公共団体で決めてやっていたと、国の行政機関は国の行政機関で決めてやっていた、また独立行政法人等はまたそれでおのおのやって、民間事業者は民間事業者でおのおの違うような条例とか法律をつくってやっていたものを、今回共通の条例をつくって運用していくことだと思えますけれど、それで今回私たちが審議をしている条例ですけど、前のものともあった太良町の保護条例と比べると結構簡素になっておりますけれど、これはそういった全国どこも統一の条例といいますかルールができたということで、それは共通の部分を除いて私たちの地方公共団体でつくる部分だけ、前言ったようにその必要最小限のものだけを今回書き出して条例にしていると、そういう理解でいいんですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

そうしましたら、この個人情報保護条例ですけれど、私たちが一番心配するのはこれが漏れたとき、情報漏えいしたときのことを非常に心配することがあります。それで、これまでのシステムというか体制だと、もし情報が漏れたときにどういった報告の仕方をしていたのか。それと、これからもしそういった情報漏えいがあった場合に、それは多分ここまでは報告しなきゃいけないですとかしなくていいですとか決まりがあると思いますけれど、これからはどういったところにどういった手段でどういった方法で報告をしていくのか、それはいかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

まず、罰則の規定でございますけど、もとの旧条例のところ、知り得た条例において不正な利益を図る目的で例えば提供し、例えば盗用したときには、1年以下の懲役、50万円以下の罰金ということで規制立ててございまして、これは今度つくられた法律でもって新たにその罰則規定は設けられてると認識しております。

それと、そういう事例がもし、例えば個人情報で情報が漏れてるんじゃないかとかそういう疑義があった場合の管理するところでございますけど、国のほうで個人情報保護委員会というのが所管することになってございます。なお、そういう例えば疑いがある申出があった場合には、次のほうの太良町個人情報公開・個人情報保護審査会条例というのが次の条文で出てまいりますけど、そこに審議をお願いするという、そういう段取りになってるようございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（川下武則君）

この罰則が懲役2年とか罰金100万円とかというところまでなっとつとですけど、そげん最高で懲役2年とか罰金100万円になっとつとでしようけど、そこまで個人情報というところとあれですかね、大事にしてるもんなんですかね。そこら辺をお伺いしたいんですが。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

旧条例でも定めておりまして、今回の新しい法律でも定めておりますが、例えば秘密を漏らした場合の罰則とか個人情報を取得できないけれど取得した、そういう罰則とかかる細かく決めてございまして、個人情報の大事さといいますか、その分については当然に守らなければならないということで決めてあると認識しております。

以上です。

○10番（川下武則君）

見解といいますか、一人一人の見解なんでしょうけど、それにしても2年以下の懲役とか100万円の罰金というその金額を見たときに、非常に重たいもんかなというふうに感じとつとですけど、その根拠もどこまでがあるのかなという思いがしたもんですから質問しよつとですけど、総務課長の頭ん中でもこれぐらいが妥当というふうに感じますか。どうですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

私の考えではなくて、このそもそもの条例をつくるときには、当然罰則規定、その金額等々については上位法に基づいて決めてあるという認識でございまして、この額が、例えばほかの市町で変わるということはないと思っております。

以上です。

○3番（松崎 近君）

今の件ですけど、刑事罰で言えば100万円でしょうけども、その後、必ず場合によっちゃ民事罰が来ますよね。その場合は、金が幾らになるか分かんないですよ、2年の懲役と100万円の罰金と言ってても。だから、そういうことは大いにあり得るということが一点と、もう一点は決議に瑕疵があった場合、それは秘密情報と言えるのかどうか。そういうふうな形で罰則が適用されるのかどうか。その辺どうなんですか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

太良町情報公開・個人情報保護審査会というのがございまして、いつぞやは議員も委員ということで名を連ねていらっしゃいましたけれども、その場所において審査をしていただくということになってございますので、民事云々という、詳しくはございませんけど、その前の段階でこの審査会で審査をしていただくということになっております。

以上です。

○3番（松崎 近君）

いや、だから刑事罰と民事罰は別々でしょうということですよ。極端に言えば、誰かを殴ってけがさせた場合は刑事罰が当然出てきますよね、傷害で。それで、なおかつ慰謝料と損害賠償は民事罰で来ます。だから、そういうことはあり得るんじゃないかなと思いますけど。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

今、刑事罰と民事罰ということをおっしゃってますけれども、私もあまり詳しくはないですけど、まずこの審査会に諮って、この中には詳しい弁護士さんみたいな方もおられるんですよ。そこで、これが果たしてどういうところに該当するのか、違法なのか違法じゃないの

かというのを審査するという会議でございまして、そこでこれは違法性があるということになると、まずは刑事罰でいくんじゃないかというふうに考えております。それがもし確定したら、次はおっしゃるように民事罰が来るという流れになるというふうに思っております。

○1番（山口一生君）

この個人情報保護法改正というか、官民で同じルールを適用するという事なんですけども、今マイナンバーとかで結構情報がデジタル化されていて、正直、役場のほうでどれだけ対応しても、例えば中央のサーバーがハッキングされたりしたら漏れ出るおそれはあると思うんですけども、そういうどこまでが太良町としてちゃんと防衛しないといけないのか、例えばそのサーバーをインターネットに接続してるのか、そういった対処というのは今どのぐらいされてるんでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

先ほど審査会の話がございましたけど、例えば国民健康保険の情報提供に対して、今まで信書扱いしていたサービスをL G W A N回線を用いて、いわゆる秘匿性のある回線を用いて情報の共有を行うのを検討しているよということで、それについてどうでしょうかという審査会になってございまして、おっしゃったことの漏えいについて、それが妥当かどうかの審査をしていただくものと思っております。

以上です。

○1番（山口一生君）

デジタルのほうはやれることは全てやって、あとはハッカーの腕に勝るというところを祈るしかないかなと思います。情報漏えいが一番起こりやすいのは紙の文書でもありますので、そういったところは今回いろいろと文書管理も手をつけられると思うので、そういったところで工夫をしていただければなと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第2号 太良町個人情報保護法施行条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第3号 太良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

先ほどから話が出てますように、この個人情報保護につきましては、この議案第3号のほうで委員会を設置するようになってます。個人情報の保護のため、それと太良町の情報公開、情報保護の審査会を置くことになっておりまして、所掌事務等も示されております。この審査会について、どのような審査会になるのかというのをお尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

この条例の上程でございますけど、現在も、先ほど申しましたとおり、太良町情報公開・個人情報保護審査会というのがございまして、それで今回、法の一元化されるとに伴って新たに情報公開・個人情報保護審査会条例という形で提案してるものでございまして、現在、審査会を行ってる内容でございますけど、現在の情報公開・個人情報保護審査会というのが開かれておりまして、このメンバーは、先ほども副町長からありましたとおり、弁護士の先生と行政経験者それと知識経験者ということで、5人以内というメンバー構成で審議を行ってもらってまして、先ほども1つ具体例を申しましたけど、個人情報を扱うに伴ってセキュリティの高いL G W A N回線を使って情報を管理したいがどうだという、そういう審査会の題名でもって審査をしていただいている事例を紹介しておきます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

今回示されました条例案では、第4条の中に、審査会については委員を5人以内とするということになっております。そういうことで、今5人で審査会をつくってる、それを引き継ぐということによろしいんですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

14ページになりますけど、経過措置を設けてまして、現在の委員会についてはそのまま委嘱を受けたものとみなすということで、現在の5名のメンバーで引き続き行っていただいとるということでございます。

○6番（竹下泰信君）

この委員会につきましては、そしたらもう常設ということで、委員会はずっと存続をして

るということによろしいんですかね。

○総務課長（田中照海君）

議員お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

この第5条の中に、この制度につきましては、識見を有する者ということで町長が適当と認める者のうちから委嘱をするということになってます。これにつきましては、町のほうで選別といいますか選考していくということになるわけですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

条例に基づいた規則というものをつくっております。規則で弁護士の先生を筆頭に、それと知識経験者と行政経験者という項目で委員さんをしておりますけど、行政経験者とか知識経験者につきましては、当然にこの方を選ぶというときには行政が主体的に選ぶんですけども、弁護士の先生については主に町村会の顧問弁護士の先生をお願いしてるという状況でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第3号 太良町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第4号 太良町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 太良町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第5号 太良町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第5号 太良町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

この議案書の20ページを見てみますと、第5条の次に1条を加えるということになってます。これにつきましては、降格と降号についての説明が詳しく書いてあります。4点ほどありますけれども、この中に、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときについてはこういう措置をするということになってますけれども、この指導その他の措置というのはどういうことを指すのかお尋ねしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

この6条の2の第4項目の中の措置を行ったにもかかわらずということではしておりますけど、これは当然に、1年目に例えばD措置、少し勤務成績がよくないよという状態が2年続いたときに、副町長それと私のところで指導を行いまして、それについてもなお改善が見られないという場合を想定してございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

その場合は、町長の名において降格、降号をするということになってくるわけですかね。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

○6番（竹下泰信君）

そういうことについては非常に微妙な問題で、本人が例えば私は努力しているにもかかわらずというような話も出てくるかというふうに思います。そういうときの調整というのは誰が行うのかお尋ねしたいと思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

人事評価につきましては、本人の自己評価とそれから全体的な執行部の評価をするという2段階になっております。個人の評価で一応面接といいますかミーティングといいますかそれをしまして、客観的にこの判断だということは結局町長が行うことになりまして、その判断について自分も納得したところで降格ということになるろうかと思えます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○11番（久保繁幸君）

6条の3項ですか、任命権者が指定する医師の2名ということを書いておりますが、これほどこの病院の先生等々を選考になっておられるのか、その辺、1つだけお伺いいたしま

す。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

任命権者が指定する医師ということですけど、1人は産業医の先生ということで、町がお願いしている産業医の先生がいらっしゃいますけど、もう一人の先生は、客観的にそういう判断ができるであろうという先生にお願いする方向になっております。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

いや、方向になっているというのは、まだ決めてないということですか。その辺は、方向性を決めてるのか決めてないのか、ここに書いてあるのは医師の2名によってという、心身の故障があると診断されというそこら辺まで書いてありますので、その辺はどうですか。

○総務課長（田中照海君）

規定でそのように決めてございますので、1人が産業医の先生と、もう一人の先生が、任命権者が妥当であるという先生ということに規定で決めてございます。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

いや、だから今の時点では決まってないんですかって、その辺を聞いてるんですよ。

○総務課長（田中照海君）

お答えします。

産業医の先生は決まっております。でも、もう一人の先生は誰を選ぶかというのは、そのときに応じて選抜といいますかお願いすることになると思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第8号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第8号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第9号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第9号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第10号 太良町中山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

これは使用料の値上げということで書いてありますけれども、この値上げをする理由と、それから山小屋使用は大体去年1年間でどれくらいの人が利用されたのかお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

まず、改定の理由でございますけれども、平成19年に改定をいたしておりまして、そのときの改定の積算根拠が明らかではなかったんですけれども、あれから消費税も変わっておりますので、それに対応する形で分かりやすくするために、特に山小屋につきましては利用人数掛けるの300円という、収容人員が例えば5人用だったら1,500円にしてしまっていて、それに

10%を掛けてというふうな形で分かりやすくするために整理をさせていただいたというところがございます。それと、これを改定する主な理由になった原因でございますけれども、中山キャンプ場のほうにオートサイトを新設する予定としておりますので、それも含めての対応ということでございます。

あと、山小屋の使用の実績でございますけれども、令和4年度は5人用のバンガローが9回、10人用のバンガローが12回、13人用のバンガローが4回でございます。山開きの期間が7月20日から8月31日まで、それにプラスアルファで開けておられますけれども、実績としてはこれぐらいの実績というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それでは、このオートサイトを新設されるということで、オートサイトを新設するに至った理由と、それから関連の流れをお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えします。

中山キャンプ場の利用実態につきましては、先ほど申し上げましたとおり、山小屋の利用がどんどん減っている状況でございます。そういった中で、アウトドアブームとか多良岳の登山口の利用者さんたちは中山キャンプ場を利用はされておられます。こういった利用をされておられるかという、水洗トイレの近くの広場、あそこに自分でテントを持ち込んで、そしてそこに建てさせてくれということで利用の実態があるということ指定管理のほうから聞いております。そういったことから、利用の実態が山小屋から持込みのテントに変わってきているというところから、需要に合わせた形で設定するにはどれがいいのかなというふうに研究をさせていただきました。そういった中で、佐賀県のアウトドアプロデューサーという人に県の紹介で現地を見に来ていただきました。そういった中で、このキャンプ場でしたら一番のメリットはきれいなトイレですねと。このきれいなトイレの周りにオートサイトを造れば、ある程度お客さんはつくでしょうねと。あまり過大な投資をすると、規模が小さいですからリスクが大きいですから、それぐらいで始められてはいかがですかというような助言もいただきましたので、今回オートサイトを設定するというふうなことでアイデアをつくったことでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

要望があったということですけど、実際、どれぐらいの人からの要望があったのかということをお聞きしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

利用者様からの直接的な要望という形で対応しているわけではなく、オートキャンプとかアウトドア志向のニーズに合わせて考えてみたというところで、今回こういった形でしょうというふうに試みてるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（竹下泰信君）

収入についてお尋ねしたいというふうに思いますけれども、今回、山小屋につきましては1人当たり単価が302円から330円、約1割ぐらい上がってます。これが10円単位にしてありますけれども、10円単位を切り捨てて100円単位にしたほうが、使用料の単価というか、例えば山小屋の5人用につきましては1泊1,650円としてありますけれども、1,650円の50円を切り捨てて1,600円にしたほうが管理等もやりやすいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今度、指定管理者もインボイス制度というのの対象の納税義務者になるというふうに考えております。そういったことになると、料金と消費税というのをきっちり割り切って計算したほうが納税もしやすいだろうというようなことも含めまして、結果的に10円単位にはなったというところで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（西田辰実君）

7月20日から8月31日までの夏休み期間中に利用されるようになってますけれども、この維持管理あたりはどこら辺に、例えば民間のほうに委託されるとか、どうなってるんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

指定管理者に委託をしております。太良美装でございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

開いてる期間が7月20日から8月31日ということなんですけれども、結構オートキャンプとかキャンプ好きな方は冬場にキャンプをしたいと、特にたき火をしたいという方が結構いらっしゃるんですけれども、そういった何か冬場のオープンというか開設みたいなところは、今の段階では考えられてないんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

条例上の規則的には7月20日から8月31日までとなっておりますけれども、現実的にはお客様の需要がございますので、ゴールデンウイークとか秋口のほうも予約があれば開けている状況でございます。

御提案の冬場の開設につきましては、研究、検討させていただければと思います。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

冬場のたき火とか焼き芋は楽しいので、ぜひ検討いただければなと思います。火事が結構危ないので、そういった火事になって出張ったりしないといけないこともあるので、そのたき火のスペースの造り方とかをぜひ研究いただいたらなと思います。

○10番（川下武則君）

この施設を造ること自体はいいことだと思うんですけど、これに伴って、キャンプ場全体が老朽化してるといいますか、見た目をもう少しきれいにしてもっとPRをしたりとか、前もちらっと聞いたことがあるんですけど、今のキャンプ場からまだ上に道を造って、もっと上にも行きやすいように、車でもある程度行けるようにという話も前に聞いたことがあるんですけど、そこら辺も含めて整備をして、もうちょっと多良岳をPRすることは考えてないですか、どうですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えします。

中山キャンプ場につきましては多良岳の登山口ということでございますけれども、県のほうも山の会議とかということで、脊振とか虚空蔵山とか県内の山岳の主だった山の地域の人たちと一緒にまちづくりをしようよというような活動をされている状況でございます、当然多良岳もその舞台になっておりますので、これから先、多良岳はさらにクローズアップされていくのではないかとというふうに考えております。そういったところから、今回少しずつ投資をしてオートサイトというのをアイデアを出したんですけども、御指摘の老朽化した施設につきましては今のニーズに合っていないのかなと。お客様が少ない、バンガローを利用される方が少ない、昔のように子供クラブで利用されることもなくて、教育キャンプ的な意味合いもどんどん薄れてきているという状況でございますので、今のお客様のニーズはどちらかというと広々とした草原で車で横づけしてというような、大きな、広大な自然の中でというイメージですけども、ただ中山キャンプ場はどちらかというと登山口として、何かこう山岳的なイメージのところでございます、投資がなかなか難しい地域なのかなというふうに思っております。以前、もう少し大きく開発してはどうかというようなお話もありましたけれども、なかなか状況が開発のほうには現実的に難しい問題がありまして、そこまでは話が至っていないというところがございますので、今できる範囲のところ鋭意努力をさせていただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○10番（川下武則君）

課長も今考えてるあれと、これは町長に聞きたいんですけど、もうちょっと太良町、多良岳をPRするためには、本当に多良岳山系を美しく見せるって言ったらかわいいですけど、そこら辺をもうちょっとキャンプ場も含めて改善をしたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

中山キャンプ場から経ヶ岳に向かって中山峠、あそこに今道路がありますね。あれを広げようかと、そして整備をしようかというようなことで、実は関係課長さんたちとも経ヶ岳まで登ってみました。そんな中で話をしたら、そこにある土地は町の土地であっても、公団林とか何かいろいろなところが、そこに一般車両が入ってくれば自分たちの仕事にも影響を及ぼす場合があるし、火災等の危険もあるというような話があったというようなことで、まだ具体的に詰めておりませんが、私はできるだけならあそこは今、広い所は結構そのまま舗装しても利用できるという場所もありますので、関係者と協議をしながら利用して、中山峠までは広げられんのかなと、整備でけんのかなという思いをしておりますので、今後そういった関係部署に相談をしながら取り組んでいければというような思いをいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（所賀 廣君）

先ほど課長の話の中で出てきましたけど、なかなかきれいなトイレですねということですね。当然水洗トイレがありまして、この水洗トイレの水源、水の確保は現在どのようにやっておられますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

すいません、私も実際に見に行ったことがないんですけども、部下の話によりますと、今、中山キャンプ場の横のほうに流れている川の上流のほうにタンクが造ってあって、そのところから自然流下というんですか、そういった形で水を確保しているというようなことだと聞いております。

以上でございます。

○9番（所賀 廣君）

タンクって言われましたけど、指定管理の方からお伺いしたのは、水の全然流れておらんけど、使われんとさねと。もちろんこの後いろんな施設ができますが、水洗トイレが使えん

という状況が最悪かなと思います。渇水時期に確かに水がなかつきもあるのかなって思いますが、できるだけ大きいタンクを、少々渇水時期でも有効利用できるような水のタンク、ボーリングというのはなかなか難しかかなと思いますけど、この水の確保だけにはくれぐれも注意してもらわんと、恐らくこういったいろんな施設ができた上でまたお客さんが増える可能性も当然ありますので、今までコロナでしぼんでいたかも分かりませんが、そののこのところを見越してこの水源の確保だけにはくれぐれも用心していただきたいな。タンクの大きさが私はどの程度か分かりませんが、確かに水がないときがあったり、もう水洗が使えないというのが最悪ですので、そこを確認をしていただいて、確実に渇水期であっても水がちゃんと確保できている状態をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

御提言でございますけれども、適切に対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第10号 太良町中山キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第11号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（川下武則君）

この融資、8,000万円あつとですけど、実は大浦のほうで今年もノリが悪いということで、お辞めになるというふうな話を聞いてんですけど、この融資を使いながらも、少しでもノリの養殖を続けてもらいたいなという思いがあるんですけど、そこら辺は農林水産課は把握してますか、どうですかね。

○農林水産課長（今田 徹君）

今現在、漁師の方からそういう話は伺っておりません。

○10番（川下武則君）

私が聞いている分に関しては、もうあと2軒ぐらいしか大浦のほうでは残らないで、あの方はお辞めになるというふうな話を聞いたものですから、不正確ではあつとですけど、多分、昨年、今年と2年続けての不作やったんでそういうふうになったのかなというふうに思ってますけど、できればなるべく早く大浦漁協支所のほうに行ってもらって、もしそれが現実であれば、何とかこの融資制度でも使ってでも来年までどうでしょうかとかそういうふうな話をさせていただきたいと思うんですけど、それはどうでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

今、議案第11号の分につきましては、佐賀県の農業協同組合のほうが融資先となっておりますので、漁協には話はできないと思いますので、漁協は別で話はしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第11号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第12号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（待永るい子君）

保健衛生総務費のことについてお伺いをしたいと思います。

妊娠届を提出して5万円、それから出生届を出してから5万円、これを2度に分ける理由とメリットについてお伺いをしたいと思います。（「これよかとよね。いかんのかな」と呼ぶ者あり）（「終わった」と呼ぶ者あり）（「終わったよ」と呼ぶ者あり）（「分かった」と呼ぶ者あり）

○8番（江口孝二君）

すいません、私、いっぱい付箋紙をつけておりますので、順次、頭から行きますので、よろしくお願ひします。

まず、冒頭29ページの総務費の児童手当の180万円の減額、これは47ページの児童手当が305万5,000円減額されておりますけど、どのような理由で減額されたのかお尋ねします。多分この児童手当については、ある程度の人間の把握はできていたと思います。それなのにこれだけ計上されていることはどのようなことかお尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

児童手当につきましては、予算計上のときには前年度の実績に基づいて数を把握し、計上しております。その折に、10名分ほどプラスして計上をした経緯がございます。

それと、減額になった理由でございますけど、10月からいわゆるお医者さんになりますけど、特例給付の廃止ということで、今まで交付していた分についての4人さん分ですか、その分については10月から廃止になったというのが減額の理由でございます。

以上です。

○8番（江口孝二君）

すいません、意地悪の質問になるかも知れませんが、前年度を見て計上されたということだったですね。もう一丁の児童手当については分かりましたけど。

何年前ですかね、5年前ぐらいになるばってんが、パレットがでけた時点で水路の加入料金、40軒の分の230万円ぐらいやったですかね、建設課は計上されておりました、でも水道の特別会計のほうでは歳入になっておりませんでした。そのとき私が指摘したら、そのときの担当課長はどういう対応をするのかというたら、いや6月の議会で補正しますという答弁でした。全く否は認めず、6月議会で再度補正をかけますという答弁であるならば、私はそんなときに言いました。そういうことならば、3か月も4か月もかけて当初予算をする必要なかかって、去年のばそのまま計上せろと、それで事足るじゃなかかということをおは言いましたけど、まさにそのごとくで、去年とばそのまま計上した、今後幾らかあるかも知れませんが、執行部の皆さんはそういうふうな考え方で予算を組み立てておられるんですかね。そこをお尋ねします。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

原則、当初予算を策定するときに、その根拠が分からんものについては、あるいは難しいものについては前年並みで計上するという大体方針がございますので、そういうのに今回ののは該当してるかどうか分かりませんが、そういうことがございますということは理解をしておいてほしいと思います。

○8番（江口孝二君）

先ほど申しました、5年ぐらい前に回答ができたときに、私はその時点で、もちろん私は立ちませんでした。水道についてはですね。それだけ指摘されとって、目の前にもう歳入が建設課のほうでは最初は出とつとですよ。そして、水道のほうで歳入が入とらん。そこで指摘されとって、それまで修正すつとは10分もかからんでしょうが。でも、6月補正でしますということをおっしゃいました。でも、悲しいかな、議員さんで私と待永議員さん2人だけで、立たんやつたとは。だから、そうこともあつて、新年度予算ばせないかん、せないかんということであれば、今日いろいろ言わせてもらいますけど、そこら辺は考えて当初予算は組んでほしいと思います。

もう副町長の答弁は答弁にならんけんよかです。私の希望だけ言います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○7番（田川 浩君）

33ページ、生活交通路線維持費補助金ということで800万円ほどの減額が出ておりますけれど、単純に聞きますけど、これは令和4年度の予算では大体3,091万7,000円出てましたので、単純に引いてみると、決算的には2,280万円ぐらいということで理解していいですかね。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

お見込みのとおり、予算が3,091万7,000円でございます。決算見込みが2,284万3,000円となったことによる補正減でございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

この生活交通路線バスですけれど、年々、一年一年補助金の額が大きくなっていって、今年度の予算では3,000万円にのっていると、これからどうなるんだろうと心配しておりましたけれど、今回こういった減額になったということで、理由としましては、町長の説明によりますと、事業実施主体の経費、費用の縮減に伴う経営損失の減ということと佐賀県から補助金の増ということですが、まず事業実施主体、祐徳バスだと思いますけれど、ここの経営損失の減というのはどういったことになったのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

事業者の収益改善の主な要因でございますけれども、運転手の配置の見直しをされたということが大きな要因になっておりまして、これが大体350万円ほどの収益改善をもたらしたということをお聞かせ願えます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

運転手の配置を見直したということで、350万円ほどの経費の圧縮できたということですね。

そして、最後の質問になりますけども、県からの補助金が上がったというのは、どういった補助金が幾らぐらい上がったのか、それはいかがでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

これにつきましては、佐賀県地方バス路線運行維持特別支援金というものがございます。これが、当初予算編成時では金額が全く明らかにされておりませんでしたので、これが決まったのが後だってということでございまして、これが450万円ほどつきましたので、この分が県からのお金をもらう分、こっちからの歳出が減ったというようなことでございます。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

すいません、総務費の32ページの企画財政管理費の委託料についてお尋ねします。

太良駅清掃業務の委託料、これは当初63万8,000円で、今回24万8,000円ですか、減額されてます。これは、あそこの9月23日の開通に伴うもので、委託元が変更されたという理由は分かっておりますけど、その後、委託を受けてる人は同じ人が受けておられますけど、現状は以前と比べてどのような状況か把握されておりますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

内容につきましては、議員御案内のとおりでございます。

状況といいますと、今の受け手の主体がどこかということでございますでしょうか。

○8番（江口孝二君）

いや、現状、現場の状況をどのように把握されておりますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

ありがとうございます。

今、油津区が請け負っていただいておりますけれども、とてもきれいに清掃していただいているというふうに存じております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

発注元が祭日、土曜、日曜休みということを御存じですか。清掃はしなくていいということとは。

それで、今ふたつ星も走りよっですよね。油津地区の人たちは今まで以上に努力して、せ

んでよか日もしよるといことですよ、私は確認しましたけど。だから、それに甘えるわけにもいかんけんですね、そこら辺は町としても発注元に掛け合うか何かして、ふたつ星が走ってって県外の人のお客さんが不愉快な思いをさせれば、まして7分ぐらい止まるけんてトイレも利用されるだろうし、そこら辺は何か考慮するというような気持ちはありますか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

趣旨は理解をいたしました。確かにとてもきれいになさっていただいております、土日もきれいになさっていただいております。契約外でも作業をしていただいておりますので、これはふたつ星対応につきましてはありがたいお話でございますので、委託元である佐賀・長崎鉄道管理センターのほうにこのことを申し上げて、幾ばくかの対応ができないかということはこちらのほうからも打診をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

先ほどの田川議員の生活交通のバスの関連の質問なんですが、まずこのバスは平日と休日、運行便数はどれぐらいになっておりますか。

平日何便か、祝日何便か、それをお聞きしておりますが。

○企画商工課長（津岡徳康君）

申し訳ございません、その数字は持ってきておりませんので、分かりません。すいません。

○11番（久保繁幸君）

そしたら、教えときますが。分かる。

○企画商工課長（津岡徳康君）

すいません、資料を持ってきてどこを見ればいいのか分からなくて、今、財政課長に教えてもらいました。

平日が7.5便、土曜日が7便……（「便数よ」と呼ぶ者あり）便数です。（「乗車人員でしよう」と呼ぶ者あり）運行便数のことをお尋ねじゃないんですかね。（「7.5人になるって」と呼ぶ者あり）7.5便です、7.5便。発音が悪くてすいません。便でございます。

平日が7.5、土曜が7.0、日曜、祝日7.0、平均7.3でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

去年お尋ねしたときには平日10便やったですよ。土曜、祝日は9便ですか。その辺の、今さっき私が言った乗車率、乗車人数、その辺のことが分かれば。今のは私の質問とさっきのは違ってありますんで、その辺、正確な数字を申し添えていただきたい。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

すいません、先ほど議員がおっしゃいました10便と9便じゃなかったかというお話でございますけれども、そちらが正解でございます。申し訳ございません。鹿島バスセンターからララベル、糸岐本町分を足さずに先ほど答弁をいたしました。合計は、平日が、上り10便、下り9便でございます。すいません、間違いでございます。

それと、乗者の人員ですけれども、乗車密度でいいですか。乗車密度は、令和4年度で1便当たり1.1でございます。鹿島バスセンターから竹崎港まで、1回当たりの乗車人員が大体8.7人でございます。これは、令和4年度でございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

今、御報告いただいた平均乗車1.1、それと鹿島から竹崎までの駅から8.7ですか。それを、費用対効果といいますか、この辺の生活路線3,091万7,000円を出資している我が町なんです、その辺、町長、もう少し便数を減らしてもいいんでない。うちの前もいつも通りよりも、1日9便、10便。乗ってる人、いらっしゃいませんですよ。これはコミュニティーバスもあるからかも分かんないんですが、この辺を減らしてみても、コミュニティーをもう少し上手に使う方法がないか、その辺はいかがですかね、考えられませんか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

便数の調整につきましては、鹿島バスセンターから竹崎までの1本道でございますので、太良町だけでは決められない問題というふうにも思っているところでございます。それと、大体1時間から1時間半に1本というバスの便でございますけれども、JRを乗り過ごした方とか乗れなかった方々のバックアップというような交通の基盤ということも考えますと、経済的にはおっしゃるとおり、もうちょっと効率化したほうがいいんじゃないかという御意見も理解できますけれども、せっかくある機会を減らしてしまったら、なかなか復活させるのが難しくなるんじゃないかというふうなおそれもあるというふうに担当では思っているところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

今JRとの連結の件もお話になりましたが、高校に行っている保護者の方から、2時ぐらいのバスが、今度9月23日のダイヤ改正があつてからコミュニティーバスの連結がうまくいってないらしいですね。その辺の改定はできたんですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

御指摘につきましては、こちらにも検討しなくてはいけないというふうに思っているところでございます。来年度にはダイヤ改正を含めてもう少し接続がいいように改善をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○11番（久保繁幸君）

また別な質問をいたしますが、今年度、初めて県全体でバス無料がありましたですね。水曜と日曜やったですか。この辺のうちの町の利用者はどんなふう考えられる、あったのかなかったのか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

祐徳バスの利用者につきましては、正確な数字の報告はまだいただいておりませんが、学生さんを中心に、休みの日ですから友達と佐賀市内まで遊びに行くというときに、鹿島バスセンターまで行って鹿島バスセンターで乗り換えてまた佐賀までというふうで、なかなかただの日は鹿島のバスセンターでは乗れない人もいらっしゃるというぐらい利用者が増えた日もあったというふうに聞いております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

ごっといごっとい手ば上げとるなかけん、あと一、二回でやめますけど、64ページの消費税の中の委託料、防災ハザードマップ改定委託料についてお尋ねします。

昨年的一般質問で、私はこの防災マップに、郷式生活改善センター地区の水路溢水が記載されていませんということを質問しました。そのときに、掲載する折の確認不足と考えております。なお、令和4年度事業として防災マップの作成を計画していますが、その折に水路溢水の表記をしたいと考えていますと答弁されております。だから、先週の3日の日に私はすぐ見ましたけど、全く改訂もされておられません。そのまず原因についてお尋ねします。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員の一般質問に対する答弁によりまして、令和4年度事業の防災マップの作成に表記をすると回答いたしております。その後、全く私が失念しておりまして、申し訳ございません、反映できていないのが現状であります。すぐ部下のほうと協議をして、今月中には担当地区に水路溢水の部分を表記した分について、区長さんをお願いして区民の方へ再配布をするという段取りを計画しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○8番（江口孝二君）

もうそのことについて私はとやかく言う気持ちはありませんけど、今の件についてはもう町長に3日の日に私は言いました、町長、副町長には。こういうことが漏れておりますと。ただ、ここに執行部の皆さんおられますけど、先週の議会招集の日に施政方針を町長がされたですね。そこの12ページを持たれてる方は見てもらえんですか、町長が何て言われてる

か。町民の生命と財産を守り、災害による被害者を一人でも減らすことが私に与えられた使命と言われております。もし、そのときの町長の言葉を皆さんがどのように聞かれたのか。これだけ大事にして、災害が多く発生しているという状況の中で町長はそういう発言をされたと思いますけど、実際、仕事をされる執行部の皆さんがどのような思いで聞かれたか、代表でもいいですから、1人、2人発言をしてもらえばと思いますけど、いかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

防災の安心・安全につきましては、至極大事なことでございまして、町長の方針にうたわれるのは当然であります。おっしゃった溢水の件につきましては、議員が町長におっしゃられた後すぐ私たちも確認をいたしまして、お叱りを受けた次第でございます。職員等々、肝に銘じております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

課長、私の質問の回答になっておりません。私はそのことについてはいろいろ言ってます。町長の施政方針の、先ほど見えた部分に対してどぎゃん気持ちであなたたちは聞かれましたかと私は聞いております。

よかですよ、寝とったって。右から左さん流しましたって、それでもいいです。ありのままをお答えください。

○議長（坂口久信君）

一番最初んところが答弁、ちょっと余分なとまで言ったごた気がしはすつとばってん、前半に思いだけば言うて、いろんなことは言わんでよかけんが。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

町民の安心・安全を守るべく、町長と協調して業務をしていきたいと、改めて認識をさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

あと一人、ほんなら財政課長。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

施政方針で町長が申されてましたとおり、我々職員が町長の政策、公約等を実現することが当然、任務となっておりますので、町長のマニフェスト、公約等をしっかりと頭に入れて業務を遂行していかなければと考えております。

以上でございます。

○8番（江口孝二君）

もうこの件については言いませんけど、私は新年度の分について何点か質問をしたいと思いますけど、この一般質問とか9月のときの会議で、皆さん執行部の方は検討しますという言葉が使われます。例を挙げて言えば、私は多良川とかなんとかのことを言いましたけど、決算委員会でも言いましたし一般質問でも言いましたけど、検討しますという言葉で、もう多良川のことというのは2年、3年前から言って、何も見えません。だから、今回の新年度の予算ではそこら辺を明確に答えてもらいたいと思います。これは私に限らず、ほかの議員さんもそういう疑問は持っておられると思います。できる、でけんは別にして。防災カメラ、9月のときも言いました、一般質問のときも、見えませんと。私は皮肉って、蛍の観賞用ですかって言いました。いまだに解消されておりません。する気がなかったら、もう外してください。50万円かけてつけてあつですよ。だから、そこら辺も私は新年度で、今度は防犯カメラも10台ですか、前の20台に足してつけられるようになっていると思いますけど、そこら辺を加味して、どのようなことを、多分、新年度予算に計上されていないとっておりますので、そこら辺をどんなふうに、とにかく検討しますというごた答弁じゃなくて、できるもんか、来週の予算の審議のときはよろしくお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

まず、検討しますの話ですけれども、検討しますと言うたときは、我々も関係者がまた寄って課長会議の中でこういうことに対して検討しますと言うたて。じゃあ、検討した結果はどうなるのかというところまでは、打合せも実際しております。そして、やはりそのとき明確に、はい、分かりましたと、やりますよとか、この前の一般質問で田川議員が言われたとき、私のそのときはある程度金額まで掌握しておりましたので、前向きにという言葉もつけました。しかし、大きな事業とか何かになれば、金額がまだ定かに定まってないのに、明確に、はい、分かりました、そこはやりますよとかやりませんよとか、これは所賀議員のとも言うたんですけど、あそこもかなりの金額やったもんですから、もうそれはできませんとそこではっきり言いました。そういったことで、はっきり分かったことについては言えますけれども、我々も極力検討してと、それは言葉で検討しますというだけじゃなくて、その後じゃあどういうふうにしたかとか、いろいろ多良川の問題も議員が以前、郷式付近のことも言われました。ああいうことも実際やっております。あそこに大きな水路をじゃあ川まで持ってきたとき、大雨のとき一気に多良川に流れ込めば、今度は逆に下流付近は今でもあふれるような状態なのにあふれないのかとか、そういういろいろな検討は確かにやっておりますので、明確にということとは、ここでそれは言える場合と言えない場合があるというようなことで御理解いただきたいと思います。

○8番（江口孝二君）

すいません、4回目ですけど、決して、町長、私は結果をと言いはるわけではないです。

今いろんな、1年間検討しますということであれば、その途中で検討した結果、いい方法が見つからんとかなんとかとを質問した議員に何とか伝えてもらいたいと私は思います。極端な言い方をすれば、私は2年前から75台の駐車場の料金を有料化しろと言うてました。検討します、検討します、2年間終わりました。だから、そのごとくで、どやん検討して、いやもう職員の反対が終わってしませんと、それはそれで結構なんですよ。だから、そういうことをずるずるずる延ばすじゃなくて、そういうふうな方向にしてもらいたいと思いますので、もう町長、答弁は要りませんので、そこら辺の私は気持ちですので、よろしく願います。

○6番（竹下泰信君）

予算の55ページです。

一番下に農地基盤整備事業費の補助金が1,050万円ほどマイナス補正になってます。このマイナス補正になった理由をお伺いしたいと思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

この農地基盤整備事業の補助金でございますけど、当初2,500万円計画、予算計上しておりました。それで、実際これは農家さんの基盤整備とか水田の永久畦畔とかの申請に基づいてうちが補助を出すものでございまして、今年度につきましては畑の基盤整備が10件、水田の永久畦畔が18件の申請がございまして、全部で補助金が今1,450万円程度になったということで、もうそれ以上は、うちのほうも12月末で一応締め切っております。これは、実際に申請をしてもらって、その後、工事をしてもらって3月までに終わらなければなりませんので、1月、2月頃言われても多分工事が間に合わないから、それはもう新年度へまた来てもらうということでした結果、こういう申請の内容でしたので、あとは不用額として落としております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

当初予算が2,500万円ほどで、執行したのが1,400万円ほどというふうになりますけれども、令和3年度の実績と比べて実績がどがんやったかお尋ねしたいと思います。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

令和3年度が、畑の基盤整備が12件、水田の永久畦畔のほうは9件で、全部で21件で1,483万8,000円の補助を出しております。

令和4年度が、畑が10件で793万7,000円、水田のほうは18件で656万3,000円で、件数としては7件増えて28件ですけど、金額的には1,450万円程度ということになっております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

予算は2,500万円ほど組んでありますので、その予算をどのように有効に使うかというのが一番の課題かなというふうに思ってますけれども、今年度の実績と前年度の実績を見ますと、1,500万円程度ということで補正予算で戻すということになっていると思えますけれども、例えば水田については畦畔のコンクリート化ということになってますけれども、その対象を例えばのり面まで広げるとか、そういう予算もあるわけですから、予算の使い方を考えてやったらどうかというふうに思ってますけど、それについてはいかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

水田の永久畦畔につきましては、今のところ水張りに必要な分のみでしておりまして、ほかのところ、のり面については、あとはそこは個人さんの領域ですので、そこは自分でするかしないかを決めてもらって、とにかくうちは水のためやすいように、その分の労力を減らすような対象の分を補助すると。ただ、この前から町長ともお話ししてますけど、金額的にも以前からこの金額ですので、もう少し見直しは必要だということは今現在話をしております。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

圃場整備されたところについても、やはりのり面が多いところについては防草シートを張ってみたり、個人でコンクリート化してみたりというところが今見え始めてます。それについての補助あたりも考えていったらいいんじゃないかなというふうに思えますけれども、いかがですか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今、私が答弁しましたように、今のところ、うちのほうは水張りに必要な分ってことですが、今言われるようにその分も労力の軽減にはなるというのは理解しますので、その辺はまた上司とも話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

49ページ、アピアランスケアについてお伺いをしたいと思います。

これは、申請人数が増えたから多分これは予算が増えてるのかなと思うんですけれども、何名ぐらい増えたんでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

当初は4件を予定しておりましたが、今後、補正ではプラス3件を今度計上いたしております。

ます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

大体、補助率がどれくらいなのかというのお伺いをしたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

補助率につきましては、購入額の合計額の2分の1を補助するようにいたしております。ただし、1人当たり1年度につき助成限度額は2万円でございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

それは、1年過ぎたらまた申請ができるということで考えていいのか、それとも1回きりなのかということと、こういう補助がありますよという広報はどのような形でされているのかお伺いします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど答弁をいたしましたとおり、1年度につき2万円でございますので、それは年度が変わればまた上限2万円ということで、あと広報につきましては、町報たらあるいはホームページ等で町民の方に周知をいたしているところでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

デリケートな問題ですので、できたらもうちょっと本人さんたち、医療機関を通してというのはあんまりかもしれませんけど、そういうデリケートな問題ですので、やっぱり広報の問題には気を遣っていただきたいなと思うのと、そんだけ増えたということは、今年の予算は当然増えた分を基本に考えてあるんでしょうか。それとも例年どおりでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

当然、今年度から始めた事業でございますので、大体予算的には当初と今度補正をお願いしております額をトータルして計上いたしてるところでございます。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

59ページの道の駅太良のドッグラン設置が全部不用額みたいな感じになっとつとですけど、楽しみにしてたんですけど、これはその後の進捗はどんな感じで考えとるとですか。それとも、もうほかの場所を探したりとかしよつとですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

ドッグランの建設につきましては、現在のところ一時停止中でございます。と申し上げますのは、ドッグランの予算を計上する時点では、まだ漁師の館の経営が閉業になる決定をする前でございます。北側または南側どちらかにという話が上がっておりましたけれども、漁師の館が閉業になりまして、跡地の再利用をどうするかという問題の話が出てきたときに、いや、あそこもいけれど、一番北側のほうのゆたたり館のほうを飲食店関係のほうに流用することも不可能ではないなというような案も出てまいりました。そうすると、北側のほうにドッグランを持ってくるのはどうなんだろうというような話もまた出てきました。それと、道の駅のたらふく館のほうも、店舗と近いところのドッグランというのはちょっと懸念があるなというふうな御意見もいただいております。そういったことで、南側はそしたらどうだろうなというのも考えておりましたけれど、南側は今グラウンドゴルフをされてる方々もいらっしやいまして、なかなか難しいなというところで、もう一回立ち止まってゆっくり考え直したほうがいいんじゃないかということで、一時停止をさせていただいたところでございます。その点で全額補正減をさせていただきました。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

今、答弁で、一旦時間を置いて考えるということですが、時間を置いて考えたときに、漁師の館がどうなるかは別にして、それはそれとして、今の利用者の数もどんどん減ってるような、鹿島のほうが整備がされて鹿島のほうに取られてるといいますか、お客さんを。そういう中で、何か太良町にも持ってこないかといいますか、それも含めて犬が遊べる場所ができるということで非常に期待をしたところもあるもんやけん、再度また新たな考えでやったらどうかと思うんですけど、町長はどうお考えですか。

○町長（永淵孝幸君）

私はドッグランは造りたかったとが本音です。しかし、場所を決める上で、南側の広いほうにというふうな話をしたところが、グラウンドゴルフ協会ですか、ここはやめてくれという話になりました。じゃあ北側にと、私が考えとった当初北側にという話で思うとったわけですけれども、そののほうもたらふく館とかいろいろ話す中で、場所をもう少し考えてくれんかという話があったというふうなことで、じゃあ今回はやめにして、私も正直言って諦めてはいないわけですが、あそこに訪れる方が、今南側に遊ばせてる方もいらっしやいます。そして、話を聞けば、そこに犬のふんが入るといふところもあるというようなことも聞いておりますので、ドッグランは町内の方も利用できるし、またたらふく館に立ち寄られた方が、今、車に結構小さな犬を乗せてこられる方もおられますので、そういった方が、あそこには犬の遊び場、ドッグランと言えば正式な何かあれですけど、ただ犬の休憩場所と、私はそういう考え方です。だから、正式なドッグランというあれは持っておりますけども、犬

の休憩場所みたいなものがあるねと。だから、そこに寄ってもらえればという思いの中で話をしとったわけですが、まだいろいろな問題等も来ておりますので、もう一度よく精査した上で考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○10番（川下武則君）

私は単純に予算書の中で減額があれしてあるんで、もしよければ海中鳥居の周りでも少し工夫して、あそこでも、今町長が言う、何とかお客さんを太良町に呼び込むためにどうしてもドッグランというとはあるほうがいいと、私は個人的にそういうふうに思ってるものから、なるべくそれを推し進めるような形で、道の駅が無理やったらその海中鳥居のところか、またほかのところも候補地としてしていったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、私自身はそういうふうに思うんですけど、担当課長はそこら辺まで考えていますか、どうですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

ドッグランにつきましては、集客の効果というのはある程度見込めるものと私も考えておるところでございます。ただ、お客様の中には犬が嫌いな方もいらっしゃいますし、飲食店に近いところでは嫌だというような話もあるかもしれないということで、少し腰が引けている部分はあるというのは否めないところでございます。

御提案の海中鳥居の周辺、あそこは漁港用地でございますので、軽々に手が出せる場所ではないというふうに思っているところでございます。

今後は、町長と指導を仰ぎながら検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

57ページの農業従事者事業継続支援給付金、こちらは288万円の減額になってますけれども、この給付金の中身と減額の理由について教えてください。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

予算当初が28名上げておりましたところ、実際は20名ということで、漁業を継続される方が20名だったということで減額しております。

○1番（山口一生君）

そしたら、その8名の方は漁業を辞められたということですか。

○農林水産課長（今田 徹君）

漁協と簡易聞き取りをいたしまして、8名ぐらいは増えるんじゃないかということで28名

としていたところですけど、新規に漁業に就かれた方はいらっしゃらなかったということでございます。

○1番（山口一生君）

その新規に漁業に就くために、何か悩み事というか阻害している要因があるんでしょうか。漁業者が増えるのに対してですね。

○農林水産課長（今田 徹君）

私的な見解でよろしいですかね。今の有明海の現状を見ますと、漁業で生計を立てていこうという気にはならないのかなと私は思っております。

○1番（山口一生君）

中には漁業権がうまく取れないとかそういったことも聞いたりはしますので、先ほど漁協のほうに出向いて現状を話を聞いてみてくださいというお話が川下議員からもありましたけども、ぜひ一度、今の漁業の現状について関係者と話し合いを持っていただきたいなと思います。そこは私からのお願いです。

○8番（江口孝二君）

すいません、最後の質問にさせていただきますけど、67ページの教育費の学校管理費の中で、大浦中学校天井改修事業監理業務委託料552万円減額されております。これは、当初予算は640万円ですよ。なぜこのような数字が計上されるのか質問します。

それと、ついでですけど、66ページの教育振興費の中に入学祝金も30万円減額されております。その理由についてもお尋ねします。

○学校教育課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

1点目の67ページの大幅減ということで、減額552万円につきましては、当初予算計上時には概算にて算定基準に基づき算出をしておりましたけども、算定基準の改正により、面積の取り方などの改正があったため、今年度の発注前に算出を見直した結果、大幅な減額となっております。

2点目の66ページの入学祝金の減額の内容ですけども、当初予算上では入学者の増を加味したところで予算を計上しております。実際のところ、予算を加味した分の生徒さんのニーズには至らなかったため、入学祝金の減額補正となっております。

以上です。

○8番（江口孝二君）

今、取ってつけたごた理由ば言われたですけど、当初640万円ですよ。幾ら算定方法が変わったって、87%の減額できよっとですよ。今の理由は到底、私は信じられません。だから、これは入札されて契約されたと思いますけど、だからもう少し気の利いた理由ばつけてもらわんと、そう思いませんか。その下の天井改修事業は3,600万円です。800万円してああばってん、

これは24%入札減が出ております。そこら辺は分かりますよ。でも、87%の減額が出るということは、常識的に考えられません。

それと、先ほども言いましたけど、30万円の入学祝い金ですね。本当に考えてみて、横の連絡を取れば、何人今年度入学するか分かるんじゃないですか。だから、そこら辺はもう少し卒園生とか幾らになるって、人口も書いてあるじゃなかですか。だから、そこら辺を見れば分かるんじゃないですか。だから、もう少し指摘されないような予算を立ててもらいたいと思います。いかがでしょうか。

もうよかです。もう、答弁のよか。もうあちこちから言やあ、またかってなるけん、もうよかです。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、暫時休憩します。

午後 3 時 19 分 休憩

午後 3 時 34 分 再開

○議長（坂口久信君）

それじゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（竹下泰信君）

15ページの歳入の町民税についてお尋ねします。

個人の町民税として690万円ほどマイナス補正がされてます。固定資産税として1,750万円ほど、これはプラスの補正になってます。この両税金の補正の理由についてお尋ねしたいと思います。

○税務課長（中川博文君）

お答えいたします。

まず、1点目の町民税ですけれども、確定申告等をした結果、大体これぐらいに住民税のほうは落ち着いたということで、調定額から収入見込額を勘案して、今回マイナス補正といたしております。

2点目の固定資産税ですけれども、これについては太陽光等の償却資産が増えましたので、その分が当初予定よりも多かったという形で、今回補正増をいたしております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

最終的にこういう結果になったということで、これが実績に近くなったということの理解でよろしいんですかね。

○税務課長（中川博文君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

○6番（竹下泰信君）

先ほどの答弁の中で太陽光の関係を言われましたけれども、このうち太陽光の関係はどれくらいぐらい占めてるかお尋ねします。

○税務課長（中川博文君）

申し訳ありません、太陽光だけというのは出しておりませんので、申し訳ないです。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（待永るい子君）

59ページの納涼夏まつり補助金についてお尋ねをしたいと思います。

これは、令和2年は300万円の予算に対し、多分、決算額が上がってませんでしたのでゼロだと思います。3年が500万円の予算に対してサプライズということで128万円の決算額が上がっておりました。4年は500万円の予算に対して200万円の減額になっております。5年は300万円の予算がまた出てると思いますが、例年違ってくるのはどういうことなんでしょうか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

納涼夏まつり補助金につきましては、当初お見込みのとおり500万円で予算を組んでおりましたけれども、実行委員会の会議等々を進める中で、協賛金をコロナ禍ということで取らずに実行しようという計画でしたんですけれども、それが実行委員会の途中のところ、いや、やっぱり協賛金は取ろうよという話に話が変わりまして、その分の協賛金を取った分で大体150万円分くらいの協賛金が集まりました。そういった関係で、事業費を200万円落としたということでございます。

以上でございます。

○5番（待永るい子君）

これは、そしたら協賛金は例年あるということですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

令和4年度はありましたけれども、その前の年とその前の年は協賛金は取らずに実施をした経緯があったというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第12号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第10号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第13号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第13号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第14号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第14号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第15号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第15号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第16号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第16号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第17号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第17号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第18号 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

病院の9ページに医師の給与とか技術員の給与とか書いてありますけれども、この中で医

師が5人から4人、医療技術員が33人から32人へと1名減、それと次のページですけれども、理学療法士については1名の増ということになってますけれども、これについてはそういう見方でいいのかどうか、また現状がもうなってるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、医師の人数の減ですけど、もう現在1名減になっております。その分です。それと、医療技術員が33名から32名、この医療技術員に関しては、病院事業から1名減ではなく異動で、次のページの訪問リハビリテーション事業のほうに病院事業から異動してるということで、総数としては同じです。異動の分になります。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

そしたら、実質減というのは、医師が1名減になったという理解でよろしいですかね。この補充についてはどうされるのかお尋ねしたいというふうに思いますけれども。

○太良病院事務長（井田光寛君）

補充に関しては、今のところ見込みが立っていない状況です。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

実は、町内の病院も1つ減ったという話を聞いております。そういう意味では、太良病院が患者さんの受皿に当然なっていくのかなというふうに思いますけれども、そのためには医師の補充あたりは必要になってくるのではなかろうかというふうに思いますけれども、これに対する対応の仕方というのはどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

私たちも医師の補充に対しては苦勞しているところで、内科の医師なんですが、本来であれば3名体制を維持したいというところではあるんですが、なかなかそれができていない状況です。補充に対する私たちがやってることとしては、佐賀大学の医局を回って派遣ができないとか、あとは人材紹介会社、民間の会社、そういったところがたくさんありますけど、そういったところにメールなり電話を入れてこちらに来ていただける人がいないかと、いろいろと手は打ってるんですが、なかなか今のところいないというところです。大学のほうは少しいいお答えはしてはいただいているんですが、すぐすぐというふうには無理ということ言われてる状況です。常勤はなかなか難しいので、非常勤で1日来ていただくとかそういったことは昨年度から少しずつ増えている状況です。

以上です。（「鋭意、努力をお願いします」と呼ぶ者あり）

○11番（久保繁幸君）

12ページですか、固定資産購入費の購入提供補助対象外となったのはどういうことなのか。何で当初から分からなかったのか、対象外というのんが。そして、備品はどういうふうな品物なのか教えていただきたい。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

すいません、当初、これが国庫補助の対象と思って申請していたんですが、できなかったというところです。

機械の種類としては、自動血球分析の装置で、血液の中の成分を調べるような機械になります。

以上です。

○11番（久保繁幸君）

当初では対象になるというふうに思ってたわけ。それで、それを決められたのは、あなたたちの意志だけで決められたの。購入先等々にお話をされて聞かれたのか、対象になるのかならないのかは、その辺はどのようなシステムになっておりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すいません、購入先のほうまでは確認は、この機械に関してはしてなかったです。申し訳ないです。

○11番（久保繁幸君）

安い品物じゃないですから、3,000万円というような品物ですからね。あなたたちの努力のおかげでぼちぼち赤字のほう黒字になっているのは、それはいいことだと思うんですが、こういうところにも気をつけて今後やっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○3番（松崎 近君）

質問の仕方が変かもしれませんが、例えば子ども手当じゃないですけど、子供を教育したり育てるときにコストが幾らかかって、実際に例えば子ども手当が入るとか、行政としては授業料を減額したりとか、そうするとその辺がプラス・マイナスでどれくらい足りないのか。理想的に太良町で教育費を無償化するとかそういうふうなことまで考えるとどれくらいのコストがかかるのかと、その辺を試算したことがあれば教えてください。

○議長（坂口久信君）

分かって聞きよっと。

よかよか、もう担当課は許しとっとやけん。

○3番（松崎 近君）

俺も分からんから。

○議長（坂口久信君）

松崎さん、基本的に今は病院たいね。病院のとこばしようやっけん、普通、その前やっつた、そがんときしてもらわんと。

○3番（松崎 近君）

そういうことですか。

○議長（坂口久信君）

うん。よかですか。そいでよかですか。

○3番（松崎 近君）

数値、ちゃんと合っていて、説明つくようにしといてください。

○議長（坂口久信君）

私が一応許しとつとやけんが、答弁のほしかぎと、言ってもらわんばいかんたいね。

今、松崎さんの質問に対して、答えられるつは答えてやって。答えられるつとこあつとかな、聞いて。

そんなら、これは中止します。そんない。

基本的には、今、病院のところいきよっけんが、あんたとばひとり許しよっぎほかん人がおいもおいもってなつてくっけん、ごめんばつてんね。すいません、失礼します。

では、ほかに。

よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第18号 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

午後3時51分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 一 生

署名議員 西 田 辰 実